

令和5年度会費納入について

1. 算定の基準

均等割、出資又は資本金額割及び組合員数割とし、それぞれ次に掲げる額とする。
(出資又は資本金額及び組合員数は、令和5年4月1日現在を基準とする。)

(1) 均等割 18,000 円

(2) 出資又は資本金額割

区 分 (出資又は資本金額)	金 額
20 万円未満	3,500 円
20 万円 ～ 50 万円未満	6,500 円
50 万円 ～ 100 万円 "	10,500 円
100 万円 ～ 200 万円 "	22,000 円
200 万円 ～ 300 万円 "	33,500 円
300 万円 ～ 400 万円 "	44,000 円
400 万円 ～ 500 万円 "	67,500 円
500 万円 ～ 1,000 万円 "	93,500 円
1,000 万円 ～ 3,000 万円 "	110,000 円
3,000 万円以上	135,500 円

(3) 組合員数割

区 分 (組合員数)	金 額
29 人以下	5,000 円
30 人 ～ 40 人	6,500 円
41 人 ～ 50 人	7,500 円
51 人 ～ 100 人	10,000 円
101 人 ～ 200 人	13,500 円
201 人 ～ 300 人	15,000 円
301 人 ～ 500 人	18,500 円
501 人以上	22,000 円

2. 賦課額の算定

- (1) 次の(2)から(4)以外の会員(以下「事業協同組合等」という。)は、均等割に出資又は資本金額割及び組合員数割を加えた額とする。
- (2) 企業組合、協業組合及び会社は、均等割に出資又は資本金額割を加えた額とし、非出資の商工組合及び生活衛生同業組合は、均等割に組合員数割を加えた額とする。
- (3) 協同組合連合会及び商店街振興組合連合会は、一律5万円とする。
- (4) 賛助会員(社団法人等本会の趣旨に賛同するもの)は、10万円以内とし、個別に会長が決定する。
- (5) 新たに加入する組合に対しては、上記のほか加入時において一律10万円の入会金を賦課する。

3. 納入方法

- (1) 会費は、上記により算定した額を通常総会終了後に請求する。
- (2) 会費は、全額を一括して納入する。

4. 特例措置

エネルギー価格・原材料価格などの物価高騰により事業に大きな影響が生じていることから、本会会員に対して、令和5年度に限り、算定の基準に基づく会費賦課額の10%を減額する特例措置を講じる。